

## 性的少数者の制度への包摂をめぐるポリティクス —台湾のジェンダー平等教育法を事例に—

福永 玄弥

はじめに

第1節 ジェンダー平等教育法の成立

第2節 「性的指向」と「性自認」の包摂をめぐるポリティクス

第3節 政治の「台湾化」と人権立国

おわりに

(要約)

性的少数者の権利保障という点において台湾はアジアでも先進的な社会として知られる。本稿は台湾で2004年に立法化されたジェンダー平等教育法（中国語原文：性別平等教育法）を事例とし、同法が同性愛やトランスジェンダーなど性的少数者の権利保障を実現する立法として成立した過程を検討した。同法が性的少数者の包摂を実現した要因として、政府（教育部）が主導した草案の起草過程と、女性運動や性的少数者運動が相互に影響しあうものとして展開した時期が重複した点を指摘した。草案の起草過程は女性運動が立法過程に直接介入する力を備えたアクターとして成長を遂げた時期と重なり、その結果、起草作業に従事した民間人フェミニストを媒介として性的少数者をめぐる 이슈が導入されたのである。また本稿の最後に立法化の推進要因も検討し、政治の「台湾化」および人権立国といった動向の影響を指摘した。

はじめに

### 1. 問題意識

1990年代以降、東アジアの諸地域における性的少数者をめぐる社会状況は劇的な変化をみせたが、なかでも「台湾は他国と一線を画している」(Jacobs 2014)。事実、総統や市長をはじめとする政治エリートは政党の差異を問わず「LGBTフレンドリー」であるみずからの立場を積極的に表明し、台湾は現在「アジアでもっともLGBTフレンドリー」(郝龍斌2010、4)な社会として知られるようになった(福永玄弥 近刊 a)。制度面でも性的少数者の人権は保障されつつあり、実際、「オープンなゲイが兵役に就くことができる。また、教育部は同性愛にたいして寛容であることを奨励する教科書を採用している。近年では職場での差別禁止を含むLGBT保護法案が通過した。さらに……同性婚法案が立法院で審議されている」(Jacobs、前掲紙)。

本稿では、性的少数者の制度への包摂という観点から、2004年に成立したジェンダー平等教育法（性別平等教育法、Gender Equity Education Act）の成立過程を社会的に分析する。ジェンダー平等教育法は「性的指向（性傾向）」や「性自認（性別認同）」といった概念を立法に導入し、教育領域における同性愛者やバイセクシュアルやトランスジェンダーの権利保障を実現した。台湾ではじめて性的少数者の制度（立法）への包摂を実現した事例といえる。

ところが、この法律は起草作業が開始された時点では「両性平等教育法」を名乗り、当初から

性的指向や性自認の導入を目的としたわけではなかった。事実、草案によれば、立法が目指す「両性平等教育」とは「国家は女性の尊厳を擁護し、その身体の安全を保障し、性差別を解消し、両性の地位の実質的平等を促進しなければならない」とする憲法第10条第6項目を実現するための教育手段であると定義されていた（強調筆者）。すなわち、2004年に「ジェンダー平等教育法」として成立する法案は、教育領域における「女性」の人権保障を実現する立法として起草されたのである。

本稿では「両性平等教育法」がどのような過程を経て保護対象を女性から性的少数者にまで拡大したかというポリティクスを問うことを主要課題とする。また、ジェンダー平等教育法は台湾の立法史上、最速記録で審議を終了して成立したことで知られるため立法化の推進要因も考察する。以上の問題意識に基づき、本稿ではジェンダー平等教育法の起草過程および成立過程を検討したい。

## 2. 先行研究の批判的検討

ジェンダー平等教育法施行後に同法の効果を検証した実証研究は蓄積されているが、立法過程を分析した研究は少ない。本項では上述の問題意識に即して先行研究を検討したい。

2004年に成立したジェンダー平等教育法は2000年に起草された「両性平等教育法」草案を起源とするが、「両性」から「ジェンダー」への転換、すなわち性的少数者の包摂に言及した先行研究は共通の見解を示している。実際、草案の名称変更を提言したフェミニスト法学者の陳惠馨みずからも指摘するのは、葉永鋳という中学生の死の影響である（陳惠馨2006; 洪慧玲2007; 邱淑芬2008; 李玉璽2013）。

2000年4月20日、台湾最南端に位置する屏東県の高樹中学校に通う葉永鋳が、学校の男子トイレで頭部を強打したことにより死亡するという事件が発生した。葉永鋳は「おかまっぼい」ことを理由に同級生から日常的にいじめを受けており、男子トイレがいじめの現場に使われていた。当時、葉永鋳が頭部を強打したとされる男子トイレは設備の故障から水漏れがあり、地面が滑りやすくなっていた。司法は死因をトイレで転倒したことによる頭部の打撲と判断した。この事件は学校で同級生からいじめを受けていた「トランスジェンダー」（何春蕤2013、116）の子どもの悲劇として報道されて大きな反響を呼んだ。当時、ジェンダー平等教育法の草案作成に従事していた陳惠馨もニュースに衝撃を受けて、「おかまっぼい男の子」などとされて異性愛規範から逸脱的なジェンダーを生きる生徒の置かれている境遇をはじめて認識したと述べている（陳惠馨2006）。

かくして草案における「両性」から「ジェンダー」への転換に触れた先行研究は、陳惠馨の証言を手がかりにして葉永鋳の死にかんする記述に終始することになる。しかしここで留意しなければならないのは、ジェンダー平等教育法の起草が「主流派フェミニスト」によって担われた点である。1990年代に展開した台湾の女性運動は「同性愛」や「セックスワーク」などのセクシュアリティの 이슈をめぐって90年代末には深刻な分裂を経験し、メインストリームの女性運動に従事した「主流派フェミニスト」たちは「同性愛」を女性運動にとって「周縁的課題」とし

て切り捨てた歴史を持つ<sup>1</sup>（福永 近刊 b）。このような女性運動の展開を考慮すれば、主流派フェミニストを媒介とした「性的指向」や「性自認」の立法への包摂を特定の社会事件の影響に還元するのはいささか早急にすぎるといふべきである。

実際、本論で明らかにするように、1997年に教育部が開始した両性平等教育政策の取り組みの過程において同性愛やトランスジェンダーへの関心が徐々に蓄積された経緯があり、それゆえ本稿では立法の起草から成立に至るまでの過程を丁寧に検証することを試みる。調査対象は先行研究のレビューのほか、教育部が設置した両性平等教育委員会の刊行物や草案起草過程の議事録、立法院の公開議事録などである。

### 3. 本稿の構成

本論の構成は以下のとおりである。第1節では、ジェンダー平等教育法の立法が求められた歴史的背景を教育改革の文脈に位置づけて検討する。第2節では、「両性平等教育」が性的少数者を包摂した「ジェンダー平等教育」へと転換を遂げた背景を分析する。第3節では、ジェンダー平等教育法の推進要因を検討する。

## 第1節 ジェンダー平等教育法の成立

本節では、ジェンダー平等教育法の成立に至るまでの歴史を検討する。台湾における「両性／ジェンダー平等教育（両性／性別平等教育）」がどのような歴史的展開を経て政府（教育部）の取り組むべき課題として認識されるようになったかをみておきたい。

以下では、まず1990年代中葉の教育改革に着目し、次に女性運動が提起した「両性平等教育」が教育改革の主要分野として位置づけられた経緯を論じる。そして、教育部が関連立法を提起した経緯を検討し、最後にジェンダー平等教育法の概要を紹介する。

### 1. 民主化と教育改革

1980年代後半から90年代にかけて台湾政治は激動の変動期を迎えた。政治の自由化の潮流のもと、教育改革は司法・行政・財政・憲政とならんで「5大改革」のひとつとされた。台湾の教育改革を専門とする山崎直也によれば、台湾で推進された教育改革は政治の自由化の影響を受けて「国家」（官）にたいする「社会」（民）の役割を増大する制度的条件を整えるものであった（山崎 2002）。政府による教育政策は民意の制約を受けるようになり、戒厳令解除とともに相次いで組織された民間団体が教育政策を方向づけるアクターとして台頭した。そして民間団体の教育政策への参入という政治潮流は、後述するように教育部による両性平等教育や立法の成立過程にも大きな影響を与えることになる。

台湾の教育改革は1994年を起点とするとされる。4月10日、台北市で教育改革を求める民間団体による大規模デモがおこなわれ、戦後40年来の国民党権威主義体制下の教育政策にたいする不満が表明された。政府はデモから2ヶ月後の6月に第7次全国教育会議を開催し、教育改革

を目的とする専門機関として行政院教育改革審議委員会を結成した。そして、この委員会が教育改革を牽引する公的組織としてその後約10年間にわたって展開された台湾史上初の教育改革を牽引していくことになる。

## 2. 教育領域における女性差別の「発見」と「両性平等教育」要求の高まり

ジェンダー平等教育法の起草作業に従事した蘇芊玲が指摘するように、「世界各国におけるジェンダー平等教育の推進は女性運動やフェミニズムの成果であり、台湾も例外ではなかった」（蘇芊玲 2001, 3）。事実、台湾のジェンダー平等教育の立役者となったのは台湾の女性運動を代表する婦女新知基金会（Awakening Foundation）であった。

婦女新知基金会が1988年に実施した「教科書の全面チェック」運動は台湾のジェンダー平等教育の起点とされる（蘇芊玲 2001; 洪慧玲 2007）。彼女らは小・中・高校の教科書をとりあげて男女がどのように表象されているかを調査した。その結果、教科書全体に登場する女性の比率は男性と比べて10%に満たないことや、ジェンダー役割分業にしたがって女性が男性に従属的な役割として表象されていることを明らかにした。同基金会は学校教育が女性にたいする差別意識を再生産しているとして教科書の改訂や男女平等の理念を掲げた両性平等教育を提言したのである（邱淑芬 2008）。

1994年に教育改革の推進を目的として設置された行政院教育改革審議委員会は、当初は「性」をテーマにした教育を論議の対象外とした。だが、婦女新知基金会やフェミニズム研究者らの取り組みによって1995年には両性平等教育をテーマにした教育改革案が提議され、これは行政院教育改革審議委員会の最終答申にも導入される運びとなった。最終答申では、父権社会とジェンダー役割分業の影響下で女性は男性と同等の社会的待遇を獲得しておらず、学校教育では教材の内容やカリキュラム、教師と生徒の関係、空間設計の分配などの各方面でジェンダー間の不均衡が顕著であることが指摘され、両性平等教育の実施や女性学研究課程の設置や関連法の整備などが盛り込まれた（洪慧玲 2007）。こうして両性平等教育は教育改革の主要領域のひとつとされ、教育改革「黄金の十年」と時期を重複して推進されることになった（蘇芊玲 2001）。

1990年代の台湾で両性平等教育を強力に推進したもうひとつの背景として、女性運動によるセクシュアル・ハラスメントや性暴力の社会問題化を指摘しておきたい。

東アジア他国と同様、台湾でも1990年代には女性運動やフェミニズム研究の展開によって女性への性暴力が社会問題として認識されるようになった。台湾では日本軍による従軍慰安婦問題への対応や、セクシュアル・ハラスメントや性暴力事件への女性運動の介入がその引き金となった。例を挙げると、1994年には複数の大学内で発生した事件を契機に「反セクシュアル・ハラスメント大規模デモ」が開催され、デモ主催者はキャンパス内の安全対策や両性平等教育の導入を主張した。これは教育部を動かして、両性平等教育の推進や研究を目的とした両性教育諮詢委員会の設置を導いた。また、1996年末には民進党婦女発展委員会執行役で、両性平等教育の重要性を主張してきた彭婉如が殺害されるという事件が発生した。この事件はマスメディアをとおして大きく報道され、女性の安全を求める運動や世論が急激な高まりをみせた。内政部は急遽「女

性安全会議」を開催し、年明けには民意の後押しをうけて性暴力犯罪防止法（性侵害暴力犯罪防止法）が公布されている（洪慧玲 2007; 李玉璽 2013）。この法律は「各小中学校は毎学年に少なくとも4時間以上の両性平等教育カリキュラムを実施しなければならない」と定め（第8条第1項）、1997年3月7日には教育部の傘下に両性平等教育委員会が設置され、これが台湾における両性／ジェンダー平等教育を推進する主要なアクターとなる。

### 3. 両性平等教育委員会の設置と立法推進

1997年3月に設置された両性平等教育委員会は計21名の委員から構成された。教育部所属の2名を除く全員が民間人であり、ジェンダー研究を専門とする研究者やフェミニスト活動家が多数を占めた。教育部が民間人を積極的に起用した背景には、前述のように台湾で推進された教育改革が民意を非常に重視した点を指摘することができる。

メンバー構成についてさらに特筆すべき点は委員のジェンダー比率である。21名の委員のうち12名が女性で、数のうえで女性の方が多い構成となった。これも当時の政治状況を反映した結果と考えられる。というのも、当時は彭婉如の提議した「女性参政4分の1保障条款」が彼女の殺害直後に民進党内で実現するなど、女性の政治進出を積極的に推進する施策が重視され始めた時期でもあった。両性平等教育委員会は彭婉如の殺害事件を受けて成立した性暴力犯罪防止法を法源に設立された経緯を持つことから、同委員会内部のジェンダー比率が重視されたのも自明といえる。

また、女性委員のなかに蘇芊玲や沈美真や紀惠容といった著名なフェミニストがいた点も重要である。台湾の女性運動は制度内の平等を主張して「上からの改革」を目指した「主流派フェミニスト」と、国家機構の介入にたいして批判的なポジションを保ちながらセクシュアリティをめぐる 이슈を積極的にとりあげた「性解放派フェミニスト」に分裂して、1990年代後半には両者のあいだで決定的な対立関係が形成されていた。沈美真や蘇芊玲が要職を連ねた婦女新知基金会や紀惠容が代表を務めた励馨社会福利事業基金会は、たとえば1997年の台北市の公娼制廃止などをめぐって「セックスワーク」や「同性愛」にたいして保守的な態度を表明してきた。すなわち、両性平等委員会に参加した著名なフェミニストはセクシュアリティの 이슈に保守的な団体で重職を担うメンバーだったのである。実際、次節でも検討するように、結成当初の両性平等教育委員会は学校内における女子児童の安全保護と両性平等教育の推進をおもな業務としており、性的少数者にたいする関心を欠いていた。

委員会結成から2年後の1999年には、両性平等教育の推進を目的とした法案研究が開始された。教育部が立法を志向した背景には法源の問題があったとされる（蘇芊玲 2001）。すなわち、両性平等教育の法源となった性暴力犯罪防止法は「小中学校における年間4時間の両性平等教育」を義務づけたただけであったが、両性平等教育委員会が扱う業務は年を経るごとに多様化し、関連教育の教材作成やカリキュラム策定に留まらず、教員の研修や学校内の性暴力やセクシュアル・ハラスメントの予防および調査業務や関連研究の発展など、多彩な事業を潤滑に推進するための別の法源が必要であると認識されるに至ったのである。かくして「両性平等教育の全面的な推進」

を実現するために教育領域に特化した立法の検討作業が開始されることになった（蘇芊玲 2001、16）。

1999年12月3日、両性平等教育委員会の会議で「両性平等教育法」の草案作成が正式に告知され、教育部は蘇芊玲と沈美真、謝小芬、陳惠馨の4名に草案検討を委託した。両性平等教育委員会の委員を務めていた蘇芊玲と沈美真を除くと、謝小芬は教育学におけるフェミニズム研究の第一人者として知られる弁護士であり、陳惠馨は女性差別的な民法親族編の改正議論を牽引していた法学研究者で、彼女は女性学学会で会長を務めた経験も持っていた。4名に共通するのは、戒厳令解除後の女性運動やフェミニズム研究に従事してきたフェミニストであったという点である。

草案作成を委託された4名は1999年12月3日の第1回草案起草会議を皮切りに、約1年間に計35回の会議を開催して草案の作成作業を進めた。会議は2種類に分かれ、ひとつは草案作成チーム4名を中心とした小規模な会合で、もうひとつが専門家学者討論会である。後者は民間の活動家や研究者や学校教師を招聘し、草案の内容を外部に開いて検討するという内容であった。期間中、前者の会議は18回、後者の討論会は17回開催され、計35回の会議を経て草案は完成した。その過程で「両性平等教育法」が「ジェンダー平等教育法」へ転じることになるのだが、その背景については第2節で論じたい。

#### 4. ジェンダー平等教育法の概要

本節の最後に、2004年に成立したジェンダー平等教育法の概要をみておきたい<sup>2</sup>。

「立法の目的」を記した第1条および施行細則第2条は、「いかなる人もその生物学的性、性的指向、ジェンダーの気質、性自認などの違いにより、差別的待遇を受けない」ような「ジェンダー平等の教育資源および環境の確立を目的とする」ことを掲げた。

第1章総則では、中央政府の教育部や地方行政、および本法が対象とするすべての学校にジェンダー平等教育委員会の設置を義務づけて関連業務の遂行を命じた。ジェンダー平等教育委員会は委員の2分の1以上を女性とすると定めた。教育部の同委員会はジェンダー平等教育を専門とする学者や民間団体の代表を3分の2以上含むものとし、地方行政は3分の1以上、学校は外部から招聘した者を委員とすることができると規定した。

第2章「学習環境および資源」は、学校による生徒募集や入学許可、教職員および生徒の評価や待遇にさいして、性別やジェンダー気質、性的指向などを理由とする差別的待遇を禁止した。また妊娠した学生への特別措置を規定し、教育を継続する権利を積極的に保障するための必要な援助提供を学校に義務づけた。

第3章「カリキュラム、教材および共学」では全国の小中高校にジェンダー平等教育課程の実施を義務づけ、学校教材の編纂や審査・選定にさいしては同法が規定する「ジェンダー平等教育」の原則に則ることを命じた。

第4章は校内で性暴力やセクシュアル・ハラスメントが発生したときの学校の対応を規定し、学校は事件の調査と処理を学内のジェンダー平等教育委員会の判断に委ねなければならないとし

た。生徒への重複尋問や情報の暴露を禁止し、被害者や加害者が生徒の場合は、生徒の学習権の保障や加害生徒への懲罰（専門家によるカウンセリングやジェンダー平等教育の受講やそのほか）を定めた。また、セクシュアル・ハラスメントや性暴力の定義にはジェンダー中立的な表現が用いられ、ジェンダーを問わずだれもが被害者および加害者になりうることを前提とした。

第6章ではジェンダー平等教育法に違反したときの罰則規定が定められている。

## 第2節 「性的指向」と「性自認」の包摂をめぐるポリティクス

本節では、両性平等教育委員会が設立直後に刊行を開始した季刊誌と、ジェンダー平等教育法の草案作成過程の議事録の分析をとおして、教育部の提案した「両性平等教育」が性的指向や性自認を包摂した「ジェンダー平等教育」へと転換を遂げた要因を検討する。

両性平等教育委員会は季刊誌『両性平等教育』（以後文脈からわかるときは「季刊誌」と略記）を1998年2月から3ヶ月に1度のペースで刊行し、2016年8月までに75号を刊行している<sup>3</sup>（続刊）。本稿が季刊誌を調査の対象とした理由は、季刊誌の誌面をつうじて目指すべき「性教育」にかんする議論が蓄積され、これらの議論が草案作成に直接的な影響を与えたからである。

さて、両性平等教育法の草案作成は、キャンパス内の女子生徒の保護や両性平等教育事業の推進を目的として、教育部より委託された事業であった。このような背景をもつ「両性平等教育法」はどのような要因から保護対象を拡大して性的少数者を包摂したのだろうか。本節では（1）「性教育」の理想像の欠如や、両性平等教育委員会の（2）外部に開かれた運営体制および（3）委員会内部の横の連携、（4）女性運動と性的少数者運動の同時的展開という4つの点を指摘して、論述を進めたい。

### 1. 目指すべき「性教育」とは何か？

1998年に創刊された季刊誌『両性平等教育』は、2004年5月に刊行した第27号をもって雑誌名を『ジェンダー平等教育（性別平等教育）』へ変更し、現在に至るまで刊行を続けている。結論を先取りすれば、雑誌名における「両性／ジェンダー（性別）」という名称の揺れは両性平等教育委員会のアイデンティティにかかわる問題であった。実際、1997年に設置された「両性平等教育委員会」も季刊誌に先駆けること2000年には「ジェンダー平等教育委員会（性別平等教育委員会）」へ改名し、その背景には「両性（男女）平等」という概念では「性的指向」や「性自認」を含む「多様なジェンダーの平等」を包摂することができないとする判断があった（畢恆達2004）。すなわち、だれの権利保障を実現するのかという問いが一連の名称の揺れという形をとって表面化したのである。

それでは、両性平等教育委員会は「両性平等教育」や「ジェンダー平等教育」という語をどのような意味で用いていたのだろうか。季刊誌を検証すると、創刊号から多様な背景を持つ人物が寄稿をおこなっており、そうした多様さゆえに執筆者の前提とする「性教育」の理想像も異なり、創刊当初は「両性平等教育」を定義づけることさえ困難な状態にあったことが明らかになった。

そもそも両性平等教育を推進するはずの両性平等教育委員会も明確な定義や目指すべき教育像を欠いていた。このような事情から、季刊誌では創刊よりしばらくのあいだ「性教育」や「両性平等教育」や「ジェンダー教育」や「ジェンダー平等教育」など、用語の統一さえみられない状況が続くことになる。

魏恵娟は1998年7月に刊行された第3号で、このような錯綜した状況を整理するために「両性平等教育」の目標を次のように設定するべきであると述べている。それは「男女が平等で、相互に尊重し合う家庭や調和のとれた社会を建設し、ひとびとの自由な成長を導く教育」とされた(魏恵娟1998、41)。彼女は「社会における男女の不平等な現状を理解させる」とともに「男女の差異の本質の理解」や「男女がともに協力して豊かな家庭を築く方法」としての「両性平等教育」を主張しており(魏恵娟1998、42)、こうした思想が婚姻制度を前提とした中産階級的な主流派女性運動の価値観の表出であることはいうまでもない。このような考え方は創刊当初の季刊誌でも主流であり、実際、「性暴力の防止と自主権」を特集テーマにした創刊号の記事はいずれもシスジェンダー(性自認と出生児に割り当てられた性別が一致)の異性愛女性を性暴力の被害者の位置に置き、男性を加害者に配置して女性の保護を訴えるという主流派女性運動の前提を共有していた。

このようにして「男女平等」の実現を追求した「両性平等教育」が提唱されたとき、それに異議をとなえる投稿記事が掲載された。第3号の何春蕤による「多様化するジェンダー・セクシュアリティ教育(多元化性/別教育)」である。1990年代半ばから主流派女性運動を批判して、ジェンダーとセクシュアリティの解放を訴える「性解放派フェミニズム」を牽引していた何春蕤は、この論考において「民主的で平等で多様なジェンダー・セクシュアリティ教育」の実践を提唱している(何春蕤1998)。彼女のいう「ジェンダー・セクシュアリティ教育」は指導法や教育内容のいずれの点でも従来の「性教育」とは異なり、第一に、教師が生徒を一方向的に指導するという旧時代の「権威主義的」な教育法であってはならないとされた。「ジェンダー・セクシュアリティ」をテーマにした教育にそもそも「正解」は存在せず、「婚前交渉やセクシュアル・ハラスメント、同性愛、代理出産、セックスワークなど、さまざまなイシューについて生徒に議論させるとともに、そのなかに中立的で客観的な『正しい』ジェンダー規範があると思わせるような」教育法からの脱却が目指されたのである(何春蕤1998、70-71)。

第二に、「ジェンダー・セクシュアリティ教育」はジェンダーをめぐる伝統的な権力構造の変革を目標にしなければならないとされた。つまり「さまざまな性的指向や多様なジェンダー主体」を前提とした教育によって社会のジェンダー規範から逸脱的な「性的に異質な存在」の生存空間を切り開いて多様なアイデンティティを保障するべきであり、「同性愛の性的欲望も異常ではないものとして……教室で表現」というものであった(何春蕤1998、70-71)。

何春蕤の提唱した「ジェンダー・セクシュアリティ教育」は「性」概念の把握という点で魏恵娟の「両性平等教育」と価値観を異にした。前者は「男」や「女」をジェンダー・カテゴリーとしてのみ把握するのではなく、セクシュアリティの多様性を重視して異性愛規範から逸脱的な性的主体の保障を提唱したものであり、この点では2004年に成立するジェンダー平等教育法の理念



に近い内容であった。とはいえ、何春蕤による「ジェンダー・セクシュアリティ教育」も当時は多様な論考のひとつにすぎなかった。季刊誌創刊から当面のあいだは編集委員のなかでも目指すべき「性教育」のあり方が定まっておらず、女性運動の派閥を問わず多様な主張が混在する状況がみられた。逆にいえば、教育部が明確な方針を欠いたがゆえに多様な意見を受容する余地が発生し、後述するように「同性愛」や「トランスジェンダー」をめぐる問題関心の包摂を導く背景を成したのである。

## 2. 同性愛への関心：両性平等教育委員会の外部に開かれた運営体制

両性平等教育法からジェンダー平等教育法への転換が実現した背景には両性平等教育委員会における同性愛やトランスジェンダーへの関心があった。本項では「同性愛」をキーワードとして季刊誌の分析から議論を始めたい。

創刊当初、「両性平等教育」を提唱した論者は編集委員も含めて同性愛に関心を示さなかったが、とはいえ意識的に排除していたわけでもなかった。実際、第3号の「両性教育のQ&A」と題したコーナーには中学校と小学校の教師による「同性愛」にかんする質問が掲載されている。前者は自身が担任を受け持つ同性愛と思しき生徒への指導法を問い、後者は「同性愛者は自然に反した存在」とする主張の是非を編集委員会に投げかけた内容であった。編集部はジェンダー研究者の黄曬莉の回答を掲載して、「性的指向は『心理療法』や『教育』で変えることはできない」ことから、前者の質問には「寛容な態度で子どもと接し、けっして排斥してはならない」と注意を喚起し、後者には「同性愛は『自然に反する』とする見方は性行為が次世代を生み遺すためのものであるという仮説に基づくものだが、人間の性行為は生殖の目的を逸脱していることがジェンダー研究によって明らかになっている」として反駁的に回答している（黄曬莉 1998、139-142）。

これ以降、季刊誌では同性愛をテーマにした記事が増殖をみせる。第3号の何春蕤論文を皮切りに、第5号（1件）、第6号（1件）、第7号（1件）、第8号（4件）、第12号（4件）、第13号（1件）、第14号（1件）、第15号（5件）、第16号（1件）、第18号（3件）、第19号（3件）と、不定期ではあるものの同性愛を主題にした記事は継続的にみられた<sup>4</sup>。これらの記事の特徴は、編集委員会を執筆者とせず、外部の研究者や活動家をおもな投稿者とした点である。なかでも教育学の専門家というよりは、同性愛をテーマに掲げて1990年代以降研究や運動を展開していた研究者や活動家による投稿が多くを占めた。もうひとつの特徴は、研究者や活動家が教育領域におけるホモフォビア（同性愛嫌悪）を問題化し、「同性愛」を包摂した性教育として「両性平等教育」の代わりに「ジェンダー平等教育（性別平等教育）」という用語を積極的に用いた点である。これらの議論をうけて、季刊誌編集委員のひとりでのちに草案作成チームに加入することになる謝小苓も「『ジェンダー』という概念は『両性』よりも多様な価値を提示することができる」とする主張を述べるようになり（謝小苓 1999、14）、「両性平等教育」の包摂範囲の狭さが「同性愛」との関連において共有知とみなされるようになった。

そして2003年6月に刊行された第23号は、特集テーマを「同性愛教育（同志教育）」とした。この号の責任編集者は季刊誌の編集委員のひとりで、ゲイ・スタディーズを専門とする畢恆達で

あった。かれは特集号の冒頭で次のように述べている。「1990年に台湾では最初のレズビアン団体……が誕生しました。1993年には学校内の団体として台湾初のゲイサークルが設立。1997年には台北市の新公園でレズビアンやゲイを主体とするイベントが開かれ、……2000年には台北市主催の第1回台北レズビアン & ゲイ・フェスティバルが開催されました。台湾でレズビアンやゲイをテーマにした修士・博士論文の数はすでに50以上になります」(畢恆達 2003、10)。

畢恆達が指摘するように、1990年代にレズビアンやゲイを主体とする社会運動が展開した結果、2000年には「ゲイ・フレンドリー」であることを表明して台北市市長に就任した馬英九のもとで公的予算を拠出した「台北レズビアン & ゲイ・フェスティバル (台北同玩節)」が開催されるなど、同性愛をめぐる社会的文脈は劇的な変化の途上にあった(福永 近刊 a)。季刊誌における同性愛への関心の高まりはこうした社会状況の変化を背景にしていたのである。

季刊誌「同性愛教育」特集には計13本の文章が掲載され、同性愛の傾向を持つ生徒や教師の人権保障を包含した「ジェンダー平等教育」の必要性が強調された。たとえば、台湾同志ホットライン協会(台湾同志諮詢熱線協会、Taiwan Tongzhi Hotline Association)の賴鈺麟が発表した「台湾における性的指向の現状」と題した論考をみてみよう。彼女によれば、1998年に発表された世論調査では「同性愛が社会風俗に反している」と考えるひとは全体の59.9%にのぼり、当事者運動の努力にもかかわらず多くの台湾人は同性愛をマイナスの印象でとらえている。にもかかわらず台湾にはレズビアンやゲイの人権を保障する法律は存在せず、「教育部による教育施策も目下のところ主要テーマは両性平等であり、性的指向やジェンダーの気質にかんする 이슈を扱っていない」として「両性平等教育」を批判的に論じている(強調筆者。賴鈺麟 2003、14)。

つづいて、賴鈺麟は教育領域における同性愛差別の事例を以下のように指摘した。

2001年、台北市内のある私立中学生はゲイであることを学校にアウトティングされた。学校は当事者の学生を評価委員会にかけ、他生徒に悪影響を与えるという理由で自主転校を促した。台北市の公立中学校の男子生徒もゲイであることが学校に見つかり……、最終的には強制退学の処分をくだされた。……2000年、国立政治大学の教授は、レズビアンサークルに所属する学生が自分の授業に出席することを禁止すると公言した。……多くの大学は同性愛サークルの運営に干渉してサークル申請を拒否するだけでなく、非公認のサークル活動も禁止してきた。……

同性愛当事者の教師も同様の境遇に置かれてきた。……1988年、国立師範大学の校長を務める梁尚は、同性愛者が教師になることに反対する見解を表明した。1996年、国立台湾大学は同性愛者が教師を務めることにたいして保留の態度を示した。1995年、教育部の中等教育に従事する公務員は「……教師の人格は一般人のそれよりも高いことが要求される。同性愛者は健全ではなく、それゆえ同性愛者は教師として不適切である」と言明した。……レズビアンやゲイの教師の就労の権利はどの法律によっても保障されていない(賴鈺麟 2003、18-20)。

頼鈺麟は、生徒だけでなく教師もまた同性愛であることを理由に差別を受けてきたと主張し、当事者の就学や就労の権利を保障する法律の必要性を強調した。

これらの論考に触発されて、これ以降に刊行された季刊誌では教育部が取り組むべき課題は「同性愛」を包摂した「ジェンダー平等教育」でなければならないとする主張が支配的になる。それどころか、むしろ「LGBTの権利」を包摂した教育こそが「先進的なジェンダー平等教育」であるといった言説さえ登場するようになる（楊佳玲・達努巴克 2014）。かくして、季刊誌の外部に開かれた紙面づくりが同性愛にかんする投稿記事を受け入れる背景となり、それらの言説に喚起された編集委員会も同性愛を包摂した「ジェンダー平等教育」の重要性を認識するようになったのである。

立法の草案づくりにおいても、外部に開かれた草案作成の過程が同性愛への関心を取り込む余地をつくった。実際、草案の起草過程では専門家学者討論会や公聴会をとおして少なくない数のレズビアンやゲイの活動家や研究者の参加がみられた。たとえば、2000年11月8日に開催された専門家学者討論会には台湾レズビアン & ゲイ人権協会（台湾同志人権協会）の活動家が招待されている。かれらは「専門家学者討論会は積極的に性的少数者の団体を招待すべき」であり、「教育部は同性愛やトランスジェンダーなどの性的少数者の存在を念頭に置いたジェンダー平等教育のカリキュラムを導入すべき」といった見解を主張して、草案作成委員の肯定的回答を引き出している（教育部 2001）。

専門家からのこれらの提案を受けて、草案作成委員を務めた蘇芊玲は草案作成チームのなかで「ジェンダー平等教育」の方針を明確に表明した。いわく、「1999年に草案の作成を委託されたとき、教育部からは『両性平等教育』という考え方が提示されました。ところが近年では『ジェンダー平等』概念を提唱するひとも増えています。『ジェンダー』が『両性』にとってかわる、これは私たちが目指すべき方向性でもあり、『性的指向』などを包摂したジェンダー平等教育を私たちは推進していきたいと思います」（教育部 2001、40）。このように、季刊誌だけでなく草案作成の過程においても外部に開かれた運営形態が「性的指向」の立法への包摂を導いた一因となったのである。

### 3. トランスジェンダーへの着目：両性平等教育委員会内部の連携

両性平等教育委員会では、所属する委員が複数の業務を兼任する体制を採用している。たとえば蘇芊玲と沈美真は草案作成チームと季刊誌編集委員会を兼任し、なかでも蘇芊玲は学校内で発生した性暴力やセクシュアル・ハラスメント事件の調査チームも担当している。委員会内部のこうした兼任体制が、草案作成チームや季刊誌編集委員会、性暴力やセクシュアル・ハラスメント調査チームなどの下部組織間の連携や、情報や理念の共有を容易にした重要な背景となった。本項ではこの点を念頭に置きつつ、「トランスジェンダー」をキーワードに季刊誌および草案起草過程の議論を検討したい。

2000年8月に刊行された季刊誌第12号の特集テーマは「男性研究」である。この号で季刊誌にはじめて登場した「ジェンダーの気質（性別特質、gender temperaments）」や「性自認（性別

認同、gender identity)」という用語は「性的指向（性傾向、sexual orientation）」とともに「性」を構成する要素としてジェンダー平等教育法に導入されることになる。それでは「性自認」や「ジェンダーの気質」はどのような文脈で季刊誌に登場したのだろうか。

季刊誌編集委員会が「男性研究」を特集テーマとした直接的な背景には、刊行直前の2000年4月に発生した葉永鋳の死亡事件の影響があった。中学生の葉永鋳が学校の男子トイレで死亡するという事件が起きたことは冒頭で述べたとおりである。葉永鋳が「おかまっぼい」ことを理由に日常的にいじめを受けていたことがニュースで報道されるやいなや、「トランスジェンダー」の子どもの悲劇として、とりわけ「男らしさ」から逸脱的なジェンダーを生きるゲイ男性やトランスジェンダーのコミュニティは大きな衝撃を受けたという（畢恆達 2000c）。

両性平等教育委員会は設立直後から学校内のセクシュアル・ハラスメントや性暴力事件の調査業務を管轄していた。葉永鋳の事例でもジェンダーに関連するいじめの報道がみられたことをうけて、委員会は葉永鋳の通った中学校へ調査チームを派遣した。調査チームには両性平等教育委員会の蘇芊玲と畢恆達、紀恵容、王麗容の4名が参加しているが、4名はいずれも季刊誌編集委員を兼任し、なかでも蘇芊玲は法案の起草作業も現在進行形で掛け持ちしてる最中であった。調査は数ヶ月で終了するが、この事件が両性平等教育委員会に与えた衝撃は甚大であり、とりわけゲイ・スタディーズの研究者であった畢恆達は季刊誌や新聞メディアなどをつうじて葉永鋳や「多様なジェンダー」にかんする論考を相次いで発表している（畢恆達 2000a, 2000b, 2000c）。季刊誌はこうした状況を背景に「男性研究」と題した特集テーマを組んだのである。

特集号には畢恆達による葉永鋳への追悼エッセイ（「両性平等からジェンダー平等へ：葉永鋳の記録」）が掲載されている。やや長くなるが、一部を抜粋しよう。

中学生になると、葉永鋳は教師や同級生から女らしい傾向があるとみられるようになった。……しかし、葉永鋳のこうした〔女らしい〕ジェンダーの気質は異常などではなかった。むしろ同級生のジェンダー・ステレオタイプや学校による適切な介入の欠如が葉永鋳の死の間接的原因になったというべきである。

葉永鋳はジェンダーの気質によって同級生からの差別や暴力に遭遇し、同級生と一緒にトイレへ行くことを恐れた。……中学1、2年のころには複数の同級生から〔トイレで〕パンツを脱がされるという「身体検査」を強要されていた。同級生による暴力は葉永鋳に性的屈辱を与えるものであり、まぎれもなく性暴力であった。……葉永鋳は学校では基本的人権、ジェンダーの尊重、〔トイレへ行くという〕生理的欲求の実現が奪われていた。……葉永鋳は同級生が集まる時間帯を避けて〔授業中に〕ひとりでトイレへ行く習慣があり、これにより死亡につながる事故が引き起こされたのである。……

葉永鋳が〔トイレで〕たとえみずから滑って転倒したのであるにせよ、だれかから傷つけられて死に至ったのであるにせよ、〔女らしいという〕ジェンダーの気質が学校の適切な対応を得られなかった事実は明白であり、その死は同級生の態度や教育行政の無関心と関係があると判断せざるをえない（畢恆達 2000c、125-129）。

畢恆達は特集号の別の記事のなかで、葉永鋹の死をホモフォビアやミソジニーと関連づけて次のように論じている。「男の子が社会化の過程を経て男性へと成長を遂げるまで、家父長制の圧力のもと異性愛であるよう迫られ、女性を差別し、ホモフォビアを身にまとい、『正しく』男らしさを身につけることを不断に強制され、女性らしさを貶めるようになる、といった一連の過程を経験する。女性や、女らしい男の子や同性愛にたいする社会からの排除や暴力のすべては、男性性が異なるかたちで表出した結果である。女らしい男にたいする敵意は、女性への抑圧と通底するものである」（畢恆達 2000a、44-6）。

同号には葉永鋹の事件を調査した畢恆達や蘇芊玲にくわえて、教育部や、学校教師や活動家による「ジェンダーの気質と学校の文化」と題した座談会の記録も掲載されている。そこでも、異性愛主義を前提とした家父長制こそが女性や同性愛者やトランスジェンダーの共通の敵であることが強調された（畢恆達 2000b）。蘇芊玲いわく、「ジェンダーの視点からみれば、女性は権力を奪われたという意味でマイノリティである。ジェンダーの気質という視点からみれば、女らしい男や、男らしい女は差別の対象である。性的指向の視点からみれば、同性愛者が差別の対象となる。〔座談会にいる異性愛女性やレズビアン、ゲイ男性たちを指して〕私たちは皆、ジェンダー差別を受けてきたという点において連帯できるのではないのでしょうか」（畢恆達 2000b、78-79）。

これにたいして畢恆達は次のように応答する。

その指摘は、私たちがただ差別を受けてきたという事実だけを意味するのではなく、むしろひとつのシステムがこれらの差別を生みだしてきたというべきではないでしょうか。……私たちの社会は異性愛男性の価値観を基盤として成立しているのであり、男は男らしくあるべきとされますが、そこでいう男とはすなわち異性愛男性を指します。……であるからこそ、私たちは異性愛主義の、いわゆる男らしさをつくりあげる方式を打ち破らなければならない。それこそがミソジニーやホモフォビアを内包しているのだから（畢恆達 2000b、79-80）。

座談会は、生物学的性と性自認にずれを経験するトランスジェンダーの存在にも言及し、葉永鋹の身に起きたような悲劇をくり返さないために「多様な性を包摂したジェンダー平等教育」が必要であると強調されて締めくくられている（畢恆達 2000b）。

かくして「男性研究」を特集した同号では、両性平等教育委員会から教育部にたいして教育政策における「両性平等」から「ジェンダー平等」への方針転換が提言されたことが報告されている（畢恆達 2000c）。その結果、教育部は2000年12月に「両性平等教育委員会」を「ジェンダー平等教育委員会」へ改名し、「多様なジェンダー平等教育（多元性別平等教育）」への方針転換を打ち出したことが翌号の季刊誌第13号で発表される。いわく、「教育部は伝統的な男女の両性のみならず、異なる性的指向やジェンダー気質の尊重を訴え、……12月16日には『両性平等教育委員会』を『ジェンダー平等委員会』へと改名し、教育政策の重点を両性教育から多様なジェンダー平等教育へ転換することを宣言しました」（強調は筆者。畢恆達 2000c、132）。

季刊誌がそのタイトルを『両性平等教育』から『ジェンダー平等教育』へと変更するには

2004年5月刊行の第27号まで待たなければならない。だが、季刊誌編集委員や葉永鋇の事件の調査を兼任した畢恆達や蘇芊玲らの働きかけにより、教育部は「両性平等教育」から「ジェンダー平等教育」へと方針を転換させて、性的指向や性自認、ジェンダーの気質といった概念を包摂した「多様なジェンダーの平等」を志向するようになった。そして教育部が方針転換を遂げた2000年は、まさに法案の草案作成が進行していた時期であり、蘇芊玲を媒介としてこうした問題意識が法案にも導入されることになる。

草案起草チームのメンバーにとっても葉永鋇の事件の衝撃は大きく、実際、蘇芊玲を介して事件を知ったメンバーの陳惠馨は異性愛規範から逸脱的なジェンダー主体を保護することの重要性をはじめと痛感したとのちにふり返っている(陳惠馨2006)。ただし、彼女たちがこの事件に大きな衝撃を受けた背景には次のような事情もあった。というのも、それまでの草案起草会議において、トイレやプールは女子学生がセクハラや性暴力の被害を受けやすい危険な空間であるとして監視設備の導入をはじめとする安全化の措置がすでに議論されていたのである(教育部2001)。このような議論の最中にトイレでいじめを受けていた葉永鋇の事件が引き起こされたのであり、それゆえ、草案起草チームのメンバーが性暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害を女子児童に限定するだけでは不十分であると認識する下地がそもそもあったといえる。

季刊誌第12号(「男性研究」)が刊行された翌月の9月22日には第6回専門家学者討論会が開催され、教育部にたいして草案の名称を「両性平等教育法」から「ジェンダー平等教育法」へと変更することを提案する方針が決議された。「両性平等教育」とは「男女両性のあいだに限定した問題であり」、これでは「女らしい傾向をもった男性や男らしい傾向をもった女性」や性自認や性的指向に基づく「多様なジェンダーをめぐる差別」の解消を実現できないとされたのである(陳惠馨2001、16)。

以上の議論を整理すると、ジェンダー平等教育法における性自認やジェンダー気質の包摂が葉永鋇の事件を直接の契機として実現したのはまちがいない。ただし委員会内部の業務の兼任体制が、草案作成チームや季刊誌編集委員会、性暴力やセクシュアル・ハラスメント調査委員会などの下部組織間の情報や理念の共有を促進したこともたしかである。

草案作成チームは2001年1月に第1稿を完成させ、2月に刊行した季刊誌「ジェンダーと法律」特集で読者からの感想を募った。さらに2002年4月と5月には台北市、台中市、高雄市、宜蘭県において約300名規模の公聴会を開催し、すべての公聴会には草案作成チームも参加して草案の修正作業を重ねた(陳惠馨2013)。

こうして改訂を重ねた「ジェンダー平等教育法」草案は、「性別」や「ジェンダー」のほかに「性的指向」や「性自認」や「ジェンダー気質」といった概念を導入し、同性愛者やバイセクシュアルやトランスジェンダーの生徒や教師を保護対象とした。以上の議論を整理すると、両性/ジェンダー平等教育委員会の運営体制および草案起草過程がつねに外部に開かれていたこと、そして同教育委員会内部の兼任体制が性的少数者のニーズを受容して委員会の迅速な意思決定を可能にする重要な背景をなしたのである。

#### 4. 女性運動と性的少数者運動の同時的展開

以上論じてきたように、台湾のジェンダー平等教育法における性的指向や性自認の包摂は直接的にはフェミニストを媒介として実現したが、フェミニストを介した性的少数者の権利保障の実現が必ずしも自明でないことは日本など他国の事例をみれば明らかである。

ジェンダー平等教育法の起草過程は、女性運動が立法過程に直接介入する力を持ったアクターとして成長を遂げた1990年代末であり、台湾の場合、それは同性愛をはじめとする性的少数者の運動が展開した時期と重なった。台湾では政治の自由化が進展した90年代に多くの社会運動と同様に女性を主体とした運動も勃興したが、女性運動の発展はエイズ危機を背景として同性愛者を主体とする社会運動が台湾を含む東アジア各国で勃興した時期と重なった。台湾の女性運動は「同性愛」などのセクシュアリティのイシューをめぐる運動内部の深刻な対立関係を経験したが、逆にいえば、そうした緊張関係の一因も両者が戒厳令解除後の1990年代という時代背景を共有した点に見いだすことができる。

ジェンダー平等教育法草案が2004年に立法院へ提出されたことをうけて、複数の民間団体からなるジェンダー平等教育法民間推進連盟（性別平等教育法民間推動連盟）が結成され、法案成立に向けて世論を動かすための運動を展開した。この連盟は婦女新知基金会や台北市女性權益促進會、台湾婦女団体全国連合會、台湾女性学学会、台湾ジェンダー平等教育協會、台湾同志ホットライン協會の6団体を含むが、ここで重要なのは、主流派女性運動の代表的な団体が性的少数者を主体とする団体と協力関係を形成した点である。それでは、1990年代に「同性愛」を排除した主流派女性運動が2000年代中葉にジェンダー平等教育法の推進へと態度を転じた背景には、なにがあったのか。

第一に、2000年代初頭までに主流派女性運動の政治要求がかなりの程度まで実現していた点が挙げられる。性暴力犯罪防止法（1994）やDV防止法（98）や両性労働平等法（2001）など、主流派女性運動の要求はジェンダー関連立法の成立によって相次いで実現されたため、90年代には優先順位が低いとして周縁化された「同性愛」イシューも2000年代には取り組む余地が生じていたのである。第二に、ジェンダー平等教育法はそもそも主流派女性運動の掲げた「弱者の保護」というパラダイムを阻害するものではなかった。すなわち、性的少数者の要求が主流派女性運動の主張を損なうものではなく、むしろジェンダー・セクシュアリティ領域における「弱者の保護」という点で政治的アプローチを一致させたことが連帯の条件になったのである。第三に、草案の起草作業が外部に開かれた体制を採用した点である。草案起草チームが運動の主体や主張の差異を問わず多様な意見を取り入れたことにより各団体との協力関係が形成され、民間団体による立法推進連盟の立ち上げにつながった。実際、草案起草チームは起草作業を開始した初期の段階より将来を見据えて多様な民間団体から協力を得られるよう積極的に外部団体へ働きかけていたことが明らかになっている（教育部2001）。

かくして、台湾では女性運動が政治的アクターとして成長を遂げた時期と、性的少数者を主体とする運動が同時代に展開されたがゆえに、同性愛やトランスジェンダーをめぐる問題関心が草案起草に従事したフェミニストを介して立法へ包摂されたのである。台湾で女性運動が発展を遂

げた1990年代とは戒厳令の解除をうけて多様な社会運動が同時代的に勃興した時代であり、このような政治構造の変動が、女性や性的少数者を主体とする多様なアイデンティティ・ポリティクスの連帯を可能にする背景となった点は強調してもしすぎるということはない。

### 第3節 政治の「台湾化」と人権立国

2004年4月14日、立法院に提出されたジェンダー平等教育法草案は5月24日と6月4日の会議で三読を通過し、6月23日に公布、25日に施行された。草案が立法院に送付されてから公布されるまでの期間は3ヶ月に満たず、立法史上、最速記録を更新したといわれる(陳惠馨2006)。立法院の議事録からも反対意見や厳しい批判を受けた経緯は確認されず、同法がきわめて順調に成立したことがわかる。労働領域における両性平等を掲げた両性労働平等法が1990年に立法院に提出されてから成立まで11年もの歳月を要したことと対比すると、ジェンダー平等教育法の推進要因は考察に値するといえるだろう。本稿は第2節の論述を主題としたため紙幅が制限されるが、本節では立法の推進要因として政治の「台湾化」と人権立国という論点に限定して考察をおこないたい<sup>5</sup>

#### 1. 政治の「台湾化」

ジェンダー平等教育法の草案を作成した蘇芊玲は、教育部の推進した一連のジェンダー平等教育政策が「黄金の十年」と呼ばれる教育改革の進展した時期と重複した点を強調する(蘇芊玲2001, 3)。台湾における教育改革が1990年代以降の政治の自由化を背景にしたものであることは第1節で指摘したとおりだが、これはさらに政治の「台湾化」という潮流にも位置づけることが可能である。

政治の「台湾化」とは、「中国国民党が堅持してきた『正統中国国家』の政治構造(国家体制・政治体制・国民統合イデオロギー)が台湾のみを統治しているという1949年以後の現実にそったものに変化していくこと」と定義することができる(若林2008, 401)。1990年代以降の台湾で民主化を背景に推進された一連の政治改革は、政治の「台湾化」を意味した。国民党政府は中国大陸への「反攻復帰」を断念して国民国家のアイデンティティを「中国」から「台湾」へと移行し、政治権力も「外省人」から「本省人」へ移譲するといった政治の「台湾化」が進められたのである。このような政治の「台湾化」は政治権力の構造を変化させるに留まらず、多文化主義やマイノリティにたいする関心を喚起した。本省人族群内部のマイノリティである客家や先住民族を主体とするアイデンティティ・ポリティクスが立ちあがり、その結果、「族群融和」は主要な政治課題とされ、エスニック・グループやマイノリティの承認が社会理念として共有されるようになった。実際、1997年には第4次改憲によって多文化主義の理念が「基本国策」として憲法に書き込まれている(若林2008)。多文化主義による「マイノリティの承認」が社会理念として共有されるように至った政治の流れは性的少数者の政治的包摂の重要な背景を成したのである。



1990年代から2000年代にかけて進展した教育改革も政治の「台湾化」の影響をつよく受けることになった。よく知られるように、国民党政府は中華民国こそが「中国」を代表する正当かつ合法的な政府であるという主張に基づいて「中国」イデオロギーに依拠した教育政策を展開してきた。国民党政府は台湾を統治した歴史を持たず、それゆえ「公教育をととして『中国』の歴史を国民に『追体験』させることは、日本の影響を排除し、自らの統治を正統化するうえで死活的に重要な意味を持つもの」であった（山崎2002、26）。しかし、1990年代以降に進められた教育改革は政治の「台湾化」の影響を受け（教育の「台湾化」）、そうした文脈において「郷土教育」（「認識台湾」）や「郷土言語教育」（閩南語や客家語、「先住民」諸語）のカリキュラムへの導入がみられた。すなわち、エスニック・マイノリティの承認は教育改革をつうじてみられたのであり、性的少数者の承認を要求したジェンダー平等教育法の立法化はこのような「マイノリティの承認」をめぐる政治という文脈で考察することができる。

次節では、政治の「台湾化」の具体的展開として陳水扁民進党政権下で進展した人権立国を取りあげ、それが「LGBT」を政治課題として包摂した背景を検討する。

## 2. 人権立国による「LGBT」の包摂

LGBTの尊重は、多様な文化の尊重と人権の保障を意味している。それは先進国家の人権指標のひとつであるだけでなく、私たちの卓越した国家が人権先進国と同質であることの重要な証明でもあります（馬英九2004、1）。

2000年代の台湾において「LGBT」は民主社会の人権課題として包摂されたが、その先駆けとなったのが2000年に成立した民進党陳水扁政権下で進められた人権立国である。民進党の総統として台湾初となる政権交代を実現させた陳水扁は、2000年の総統就任演説において「中華民国を21世紀における人権のあらたな指標」にすることを掲げ、台湾の「人権立国」を宣言した。陳水扁政権による人権立国が対米・対中関係に強く規定されたことは佐藤和美による先行研究が明らかにしたとおりである（佐藤2007）。民進党政府は「人権後進国」の中国とは対称的に民主化の成功を実現したとするアイデンティティに依拠し、人権状況の改善を国策に据えることによって対米関係の深化や国連に代表される国際機関・国際社会への復帰を実現しようと企図したのである。であるならば、2000年代の国際社会で新しい人権課題として関心を集めた「LGBT」こそが、台湾政府にとっては国際社会にキャッチアップするとともに性的少数者に抑圧的な政策を展開してきたことで知られる中国と差異化できるイシューと把握されたと考えられるのではないか。

実際、米国におけるレズビアンやゲイの権利運動は台湾国内の新聞報道できわめて高い関心度をもって報じられ、また民進党政権が2000年に台湾に招聘した国際NGOのアムネスティ・インターナショナルもLGBTの権利保障を訴えた活動を世界的に推進するなど、台湾が仲間入りを希求した「国際社会」は2000年代初頭には「LGBT」を重要な人権イシューとみなし始めていた（福永2015）。また、中国が性的少数者にたいして抑圧的な社会であることはよく知られるが、

台湾でも中国の「同性愛者／LGBT」の「人権被害の状況」を報じたニュース記事は少なくなく、とりわけこのような「人権被害の状況」は2000年代に入ってからはいじめて台湾で注目を集めたことがわかっている。事実、1990年代と比べて10倍以上に増加した2000年代における中国の「同性愛者／LGBT」にかんする新聞報道は、中国の「同性愛者／LGBT」が「ゲイ／LGBTフレンドリーな台湾」とは対照的に共産党政府から抑圧されてきたことを強調している<sup>6</sup>（福永2015）。

国民党による権威主義体制を打倒し、「民主」や「自由」や「人権」を掲げて勢力を拡大してきた民進党にとって、より進歩的な人権課題である性的少数者をめぐるイシューは親和性が高いものであった。中華人民共和国の台頭をうけて国際社会における生存空間の拡大を切実な政治的課題と位置づけてきた台湾にとって「人権立国」は国民国家としてのプレゼンスを拡大するための方略でもあり、このような文脈において民進党政府による「人権立国」は2002年には「LGBT」を「解決すべき人権課題」として包摂したのである（行政院人権保障推動小組2003）。ただし、急いで付け加えなければならないのは、民主化や「マイノリティの承認」が社会統合の理念とされるなかで、2000年代に入ると国民党からも「LGBTフレンドリー」な姿勢を掲げる政治エリートが台頭し始めた点である。実際、2000年には台北市長を務めた馬英九の主導によって「台北レズビアン＆ゲイ・フェスティバル（台北同玩節）」が開催されている。このような政治状況を背景として、2000年代に台頭した総統や市長などの政治エリートは政党の差異を問わず「LGBTフレンドリー」であるみずからの立場を積極的に表明するようになったのである。

## おわりに

ジェンダー平等教育法は、教育領域における同性愛やバイセクシュアルやトランスジェンダーなど性的少数者の権利を保障する立法として成立した。本稿では両性平等教育委員会が刊行する季刊誌や法案の起草過程の分析をとおして、同法が「両性平等」から「ジェンダー平等」へと包摂範囲を拡張した要因を分析した。

第一に、教育部による両性／ジェンダー平等教育政策や関連法案の草案起草過程と、女性運動や性的少数者運動が相互に影響しあうものとして展開した時期が重複した点を指摘した。ジェンダー平等教育法の起草過程は女性運動が立法過程に直接介入する力を備えたアクターとして成長を遂げた時期と重なり、それは性的少数者の当事者運動が展開した時期とも重なった。台湾で女性／性的少数者の運動が同時代に展開された背景として1990年代における政治の自由化という政治構造の変化が重要であった。かくして季刊誌の紙面や草案の起草会議ではつねに「同性愛」や「トランスジェンダー」への関心がみられ、草案を起草したフェミニストを媒介としてこれらの関心が立法へ導入されたのである。以上に加えて、本稿ではさらに複数の点を指摘した。

まず、教育部の主導した両性平等教育委員会が「両性平等教育」の理念を欠いた点である。その結果、季刊誌は外部に開かれた形態で紙面を作成せざるをえなかった。こうして多様な背景を持つ研究者や活動家の投稿記事が掲載され、1990年代後半に支持を拡大していた何春蕤に代表される性解放派フェミニズムや性的少数者をめぐる言説が季刊誌でもみられることになった。

次に、両性平等教育委員会が業務の兼任体制を取った点である。実際、季刊誌編集委員会や草案起草チーム、性暴力調査チームのメンバーはしばしば重複し、組織間の横のつながりは情報や理念の共有を可能にした。このような業務兼任体制により、草案起草過程の最中に発生した葉永鈺の事件をめぐる議論は季刊誌編集委員会と草案作成チームのあいだで共有され、教育部の迅速な意思決定にも寄与した。このような特殊な組織形態を背景として、教育部による一連の両性平等教育政策は「両性平等」から「ジェンダー平等」へと方針転換を遂げることに成功したのである。

最後に、草案起草作業を含む一連の両性平等教育政策の過程がつねに外部に開かれ、民間の多様な声の導入を歓迎した点を指摘した。季刊誌の紙面だけでなく草案の起草過程でもすべての過程が外部に開かれた点はジェンダー平等教育法の特徴であった。民間に開かれた業務過程は草案における性的少数者をめぐるイシューの導入を容易にしたのである。

ジェンダー平等教育法を成立に導いた推進要因として、本稿では政治の「台湾化」と人権立国といった動向の影響を指摘した。政治の「台湾化」は1997年の改憲による多文化主義の導入を導くとともに「マイノリティの承認」を社会統合の理念として形成する重要な背景を成した。次に指摘したのが、陳水扁民進党政権下で推進された人権立国である。「LGBT」は2000年代初頭の国際社会において「先進的な人権課題」として関心を集めただけでなく、台湾にとっては「同性愛／LGBT」に抑圧的な政策で知られる中国と差異化するためのイシューでもあった。ジェンダー平等教育法が成立した2004年とはまさに民進党政権が「解決すべき人権課題」に「LGBT」の包摂を模索し始めた時期であった。かくして本稿では政治の「台湾化」や人権立国がジェンダー平等教育法の推進要因であったと結論づけた。

ジェンダー平等教育法の成立から約10年後の現在、台湾は「LGBTフレンドリー」を自他ともに認める社会になった（福永 近刊 a）。実際、本稿執筆中の2016年末には民法修正による同性婚の実現が立法院で議論されており、2017年には実現する可能性が高いとみられる。他方、バックラッシュ運動も2000年代後半より急速に勢いを増し、同性婚だけでなくジェンダー平等教育法の理念をなす「多様なジェンダー平等教育」に反対する運動も展開されている（図1参照）。ジェ

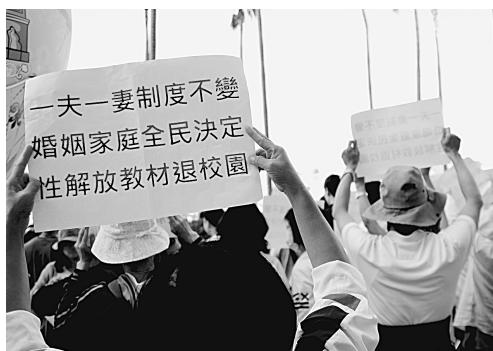


図1 2016年12月3日に開催された反同性婚全国運動の写真（高雄市、筆者撮影）  
「性解放教材を学校から追放せよ」といった言葉が書かれている。

ンダー平等教育法の成立時にはバックラッシュ運動も展開を始めたばかりで規模も大きくなかったが、台湾が「LGBT フレンドリー」な社会へと変化を遂げる過程でジェンダー平等教育法の持つ先進的な理念がバックラッシュ勢力からの関心をあらためて集めるようになったのである。現在、バックラッシュ運動の盛りあがりを受けて性的少数者のイシューをめぐる政治は世論を分断するテーマとして浮上しつつあり（石秀娟 2016）、台湾の今後の動向に注視を続けたい。

## 注

- 1 台湾の女性運動は、中産階級の女性を主体として政治的権利の保障を要求する「主流派」と、セクシュアリティ・イシューを扱い、国家の介入による運動の推進に批判的な「性解放派」とに分断された歴史を持つ。とりわけ1997年に起きた台北市による公娼制廃止をめぐる対立は決定的となり、台湾の女性運動を代表する婦女新知基金会は「同性愛」などのセクシュアリティ・イシューは「周縁的」であり、「大多数の女性によって利益をもたらさうる」ものではないとして一部のスタッフを解雇する事件も起きた。女性運動の分裂にかんしては何春蕤（2013）や福永（近刊b）を参照のこと。
- 2 ジェンダー平等教育法的全訳は以下に公開した ([https://drive.google.com/file/d/0ByB5ZL58\\_FVAalVOczFkaVVPbjQ/view?usp=sharing](https://drive.google.com/file/d/0ByB5ZL58_FVAalVOczFkaVVPbjQ/view?usp=sharing))。
- 3 季刊誌『両性平等教育』は全国の学校や公私立図書館などへ無料で送付されるほか、2005年以降は全号がウェブサイトから無料閲覧・ダウンロードすることができる。
- 4 ここでは「同性愛教育」を特集テーマとした第23号以前を計算の対象とした。
- 5 ジェンダー平等教育法のもうひとつの推進要員として、1990年代以降の立法院における女性委員の増加を指摘できる。女性委員の割合は1947年の第1期立法院ではゼロだったが、92年の第2期立法院で10.6%、95年の第3期で14.2%、98年の第4期で19.1%、2001年の第5期には22.2%にまで増加し（金戸2005）、民進党婦女部主任の李永萍も女性委員が同法の成立を積極的に推進した点を強調している（立法院2004、179）。
- 6 この点は、2000年代以降のクィア・スタディーズで重要な論点のひとつとなっている Jasbir Puar のホモナショナルリズム (Homonationalism) 論を参照しつつ (Puar 2007)、別の機会により深く掘り下げて論考をおこないたい。

## 参考文献

- 畢恆達 (2000a) 「走入歧途の男性気概養成過程」『両性平等教育季刊』第12号、44-46頁。  
 —— (2000b) 「座談記録」『両性平等教育季刊』第12号、59-90頁。  
 —— (2000c) 「従両性平等到性別平等」『両性平等教育季刊』第13号、125-132頁。  
 —— (2003) 「同志教育：專題引言」『両性平等教育季刊』第23号、10-11頁。  
 —— (2004) 「性別平等教育法通過了以後……」『性別平等教育季刊』第28号、4-5頁。  
 陳惠馨 (2001) 「教育部『両性平等教育法草案』的立法過程與内容」、教育部編『「両性平等教育法草案」研擬計畫期末報告』台北、14-21頁。  
 —— (2006) 「葉永鋐案與性別的關係：一個法律人的觀點」台湾性別平等教育協會編『擁抱玫瑰少年』台北、女書文化事業有限公司、60-69頁。  
 陳惠馨 [羽田朝子訳] (2013) 「台湾におけるジェンダー平等教育法の制定と発展」、ジェンダーと法』第10号、53-65頁。  
 福永玄弥 (2015) 「台湾における性的少数者の社会的包摂と排除」東京大学大学院総合文化研究科2015年度修士論文。  
 —— (近刊a) 「『LGBT フレンドリーな台湾』の誕生」、瀬地山角編『ジェンダーとセクシュアリティで見る東アジア』勁草書房。  
 —— (近刊b) 「台湾におけるフェミニズムの性解放運動の展開：フェミニズムの主流化と、逸脱的セクシュアリティ主体の連帯」、瀬地山角編『ジェンダーとセクシュアリティで見る東アジア』勁草書房。  
 郝龍斌 (2010) 「擁抱青春夢、共賞彩虹花」、『台北2010同志公民運動：認識同志手冊』台北、台北市政府民政局発行、4-5頁。  
 何春蕤 (1998) 「性／別教育中之偏見」『両性平等教育季刊』第3号、68-73頁。  
 —— (2013) 『「性／別」攪亂—台湾における性政治』館かおる・平野恵子編、御茶の水書房。

- 洪慧玲 (2007) 「性別平等教育法形成之論述分析」台北、国立台湾師範大学教育学系修士論文。
- 黄囁莉 (1998) 「両性平等教育問答」『両性平等教育季刊』第3号、139-143頁。
- Jacobs, Andrew (2014), "For Asia's Gays, Taiwan Stands Out as Beacon", *The New York Times*, (Retrieved July 20, 2015, [http://www.nytimes.com/2014/10/30/world/asia/taiwan-shines-as-beacon-for-gays-in-asia.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/2014/10/30/world/asia/taiwan-shines-as-beacon-for-gays-in-asia.html?_r=0)).
- 教育部 (2001) 『両性平等教育法草案』研擬計画期末報告』台北、教育部。
- 金戸幸子 (2005) 「台湾の『両性工作平等法』成立過程に関する国際社会学的考察—多様化社会建設に向けた国家戦略としてのジェンダー主流化をめぐる—」『日本台湾学会報』第7号、18-43頁。
- 頼鈺麟 (2003) 「台湾性傾向岐視之現状」『両性平等教育季刊』第23号、14-21頁。
- 立法院 (2004) 「立法院公報」台北、第93卷第33期。
- 李玉璽 [杉本史子訳] (2013) 「台湾の大学課程におけるジェンダー—法学教育の実践と問題点」、『立命館法学』第2号、291-317頁。
- 馬英九 (2004) 「小小的種子, 散播與耕耘」、台北、台北市政府民政局『台北2004同志公民運動: 認識同志手冊』1頁。
- Puar, Jasbir (2007) *Terrorist Assemblages: Homonationalism in Queer times*. Durham, Duke University.
- 邱淑芬 [横山政子訳] (2008) 「ジェンダー・イクオリティ教育法」、台湾女性史入門編纂委員会編『台湾女性史入門』人文書院、52-53頁。
- 佐藤和美 (2007) 「民進党政権の『人権外交』: 逆境の中でのソフトパワー外交の試み」『日本台湾学会報』第9号、131-153頁。
- 石秀娟 (2016) 「婚姻平権争議 蔡英文3点呼籲理性談話」、風伝媒 (2017年2月20日取得、<http://www.storm.mg/article/200236>)
- 蘇芊玲 (2001) 「両性平等教育的回顧與前瞻」『両性平等教育季刊』第14号、13-18頁。
- 若林正文 (2008) 『台湾の政治: 中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会。
- 魏惠娟 (1998) 「両性平等教育的教材興情境策略」『両性平等教育季刊』第3号、39-48頁。
- 謝小岑 (1999) 「厘清觀念, 起而行動」『両性平等教育季刊』第7号、14-16頁。
- 行政院人權保障推動小組 (2003) 『2002年國家人權報告』(2015年12月20日取得、<http://www.humanrights.moj.gov.tw/public/Data/210493551854.pdf>)。
- 山崎直也 (2002) 「台湾における教育改革と『教育本土化』(indigenization of education): 「国家認同」(national identity) と公教育をめぐる政治」『国際教育』第8号、22-43頁。
- 楊佳鈴・達努巴克 (2014) 「瑞典同志連合組織 RFSL: 一步一腳印同志平権的爭取者」『性別平等教育季刊』第27号、75-77頁。

(2016年10月4日投稿受理、2017年3月10日採用決定)

## 謝辞

本研究はJSPS 科研費JP16J08328 の助成を受けて執筆しました。